入　札　説　明　書

南丹・丹後広域振興局局長専用車に係る賃貸借業務に係る入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1　公告日　令和８年 11 月 27 日（金）

2　契約担当者　京都府知事 西脇　隆俊

3　担当部局　〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府総合政策環境部政策環境総務課経理係
電話番号　(075)414-4350

4　入札に付する事項
(1) 業務の名称及び数量
南丹・丹後広域振興局局長専用車に係る賃貸借業務　一式
(2) 業務の仕様等
別添「仕様書」のとおり
また、仕様について質問のある場合は、質問・回答要綱によって行うこと。
(3) 賃貸借期間
車両登録日から 60 ヶ月
(4) 納入場所
仕様書に指示する場所

5　契約条項を示す場所等
(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府総合政策環境部政策環境総務課経理係
電話 075-414-4350
(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間並びに入手方法
ア　交付期間
令和８年 11 月 27 日（金）から令和８年 12 月 11 日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）
とする。
イ　入手方法
原則として、アの期間に、京都府ホームページからダウンロードすること。

6　入札に参加する者に必要な資格
入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
(2) 令和７・８・９年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「賃貸借」－小分類「自動車」
(3) ７で定める一般競争入札参加資格確認申請書（第１号様式）（以下「確認申請書」とい

う。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(4) 令和３年度以降において、国又は地方公共団体等が発注した公用車の賃貸借事業を履行した契約実績を有するもので、京都府が発注する本業務を確実に履行することができると認められるもの。

7　入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 確認申請書等の提出期間等

ア　提出期間

５の（2)のアに同じ。

イ　提出場所

５の（1)に同じ。

ウ　提出方法

(ｱ) 持参により提出する場合

提出期間中の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）の間に提出すること。

(ｲ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認申請書等

日本語で記載された次の書類を提出すること。

ア　確認申請書

イ　物品関係競争入札参加資格審査結果通知書（写）

ウ　実績調書（第２号様式）

エ　同等品承認申請書（第３号様式）　※同等品による応札を希望する場合のみ

(3) 確認通知

提出期間内に受け付けた確認申請書については、令和８年 12 月 18 日（金）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）により通知する。なお、同等品承認申請があった場合は、承認の可否についても併せて通知する。

(4) その他

確認申請書等の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

8　入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア　日時

令和８年 12 月 23 日（水）10 時

イ　場所

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府庁旧本館２階特別参与室（総合政策環境部）

(2) 入札の方法

ア　入札書（第４号様式）は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ　代理人が入札する場合は、委任状（第５号様式）を提出しなければならない。この場合において、入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表

示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ　入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年 12 月 23 日開札　南丹・丹後広域振興局局長専用車　　に係る賃貸借業務 入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がない場合で、直ちに再度入札を行うときは、この限りでない。

エ　入札回数は、２回までとする。

オ　確認結果通知書又はその写しを入札日に会場において提示しなければ、入札に参加することができない。

カ　入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

キ　資格確認を受けた者で入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、具体的な理由を付した入札辞退書（第６号様式）を郵送又は持参により事前に提出すること。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(5) 入札者は、その提出した入札書の引替え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、契約担当者は、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

(7) 入札説明書等に関する質疑について

入札者は、入札説明書等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書等について疑義がある場合は、質問・回答要綱により、期日までに申し出ることにより入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）に説明を求めることができる。

なお、入札後入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、賃貸借期間における総額（税抜月額に 60 ヶ月を乗じた金額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業所であるか免税事業所であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

ア　開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ　開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に入札書又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

ア　公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ　確認申請書等の提出をしなかった者のした入札

ウ　確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ　委任状を持参しない代理人による入札

オ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者のした入札

カ　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

キ　記名押印を欠く入札

ク　金額、氏名及び印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

ケ　入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者の入札

コ　再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者のした入札

サ　その他入札条件に違反した者のした入札

(12)落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて立会職員にくじを引かせるものとする。

(13)契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(14)契約書作成の要否

要する。

９　入札保証金

免除する。

10　契約保証金

免除する。

11　違約金の徴収

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の５に相当する額の違約金を徴収する。

12　その他必要な事項

(1) この入札の実施については、１から 11 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2)　落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

(3)　入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、入札関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。